

令和5年第2回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和5年6月20日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名   |
| 第 2 |        | 会期の決定  |
| 第 3 |        | 諸般の報告  |
| 第 4 |        | 行政報告（町長・教育長）                                       |
| 第 5 | 同意第 2号 | 新冠町公平委員会委員の選任について                                  |
| 第 6 | 同意第 3号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第 7 | 同意第 4号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第 8 | 同意第 5号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第 9 | 同意第 6号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第10 | 同意第 7号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第11 | 同意第 8号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第12 | 同意第 9号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第13 | 同意第10号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第14 | 同意第11号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第15 | 同意第12号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第16 | 同意第13号 | 新冠町農業委員会委員の任命について                                  |
| 第17 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                           |
| 第18 | 選挙第 6号 | 新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について                           |
| 第19 | 報告第 3号 | 例月出納検査の結果報告について                                    |
| 第20 | 報告第 4号 | 有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について                     |
| 第21 | 報告第 5号 | 繰越明許費繰越計算書について（令和4年度新冠町一般会計繰越明許費繰越計算書）             |
| 第22 | 報告第 6号 | 事故繰越し繰越計算書について（令和4年度新冠町一般会計事故繰越し繰越計算書）             |
| 第23 | 報告第 7号 | 繰越明許費繰越計算書について（令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書） |
| 第24 | 議案第29号 | 新冠町税条例の一部を改正する条例について                               |

- 第25 議案第30号 新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第31号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第32号 新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第33号 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第34号 新冠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第35号 新冠町合葬墓条例の制定について
- 第31 議案第36号 新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例について
- 第32 議案第37号 新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第38号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第34 議案第39号 令和5年度新冠町一般会計補正予算
- 第35 議案第40号 令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第36 議案第41号 令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第37 議案第42号 令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第38 議案第43号 令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 第39 会議案第7号 特別委員会の設置について（新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会）

閉議宣告

◎出席議員（11名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 竹中進一君  | 2番 酒井益幸君  |
| 3番 中山千鶴子君 | 4番 村田貞光君  |
| 5番 但野裕之君  | 6番 秋山三津男君 |
| 7番 武藤勝圀君  | 8番 中川信幸君  |
| 9番 長浜謙太郎君 | 10番 武田修一君 |
| 11番 氏家良美君 |           |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町長	山	本	政	嗣	君
教	育	奥	村	尚	久	君
総	務	佐	藤	正	秀	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	谷	藤		聡	君
保	健	島	田	和	義	君
産	業	鷹	嘴		寧	君
建	設	関	口	英	一	君
建	設	寺	西		訓	君
農	業	山	谷		貴	君
会	計	今	村		力	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
町	有	湊		昌	行	君
管	理	新	宮	信	幸	君
社	会	工	藤		匡	君
総	務	小	林	和	彦	君
企	画	下	川	広	司	君
保	健	八	木	真	樹	君
税	務	小	久	保	卓	君
産	業	曾	我	和	久	君
建	設	磯	野	貴	弘	君
管	理	伊	藤	美	幸	君
管	理	楫	川	聡	明	君
社	会	佐	々	木	京	君
社	会	坂	元	一	馬	君
代	表	岬		長	敏	君
監	査					
委	員					

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	田	村	一	晃	君			
議	会	事	務	局	総	括	主	幹	三	宅	範	正	君

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第2回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告致します。

議事日程は御手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、竹中進一議員。2番、酒井益幸議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月26日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月26日までの7日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、6月21日、22日及び6月24日、25日の4日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、6月21日、22日及び6月24日、25日の4日間を休会することに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。

町長から御手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、御手元に配布のとおりですので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告行をいます。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和5年第2回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和5年第1回定例会以降の主要な行政の動向について項目の順に従い、御報告申し上げます。

初めに、新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部の解散についてご報告申し上げます。令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2類相当から5類に変更となる政府の方針を受け、町対策本部会議において、5月8日以降の町の対応を決定いたしました。各公共施設における手指消毒や換気などの基本的な感染予防対策は継続することとし、町職員のマスク着用については、国の方針のとおり、個人の判断に委ねることとしました。一方で、5類移行後も感染が持続することが見込まれていることから、高齢の方や障害のある方などの重症化リスクの高い方と接する機会の多い窓口対応の職員についてはマスクの着用を推奨しております。その他、高齢者など重症化リスクの高い方が多く通院、入院生活をする国保診療所及び恵寿荘の従事者においては、勤務中のマスク着用を継続しております。町民の皆さまにおかれましては、これから気温、湿度とも上昇する季節を迎えますので、熱中症予防のため、屋外では極力マスクを外していただき、感染対策は、風邪やインフルエンザの予防と同様に、換気や手洗いなどの基本的な対策を行いながら、体調管理に努めてくださるようお願いいたします。なお、町対策本部は、令和5年5月8日の会議をもって解散いたしました。令和2年2月26日の設置以降、3年以上にわたり、町対策本部で決定した感染対策や様々な対応にご協力いただいた皆さまに、改めて心から感謝を申し上げます。

次に、感染予防に係るワクチン接種状況について、ご報告いたします。このたびの5類感染症への移行に伴いまして、5月8日以降に医療機関を受診された場合の医療費には自己負担が生じますが、ワクチン接種に係る費用につきましては、特例臨時接種の期間が令和6年3月31日まで延長されたことにより、期間中の接種は自己負担が生じることなく受けられることになっております。町民の皆様がワクチンを接種できる時期やワクチンの種類等につきましては、国から示される予防接種実施要領に定められてございまして、5月8日から始まりまして、令和5年春の開始接種では65歳以上の方、12歳以上で基礎疾患をお持ちの方、医療従事者等の方を対象に集団接種の準備を進め、5月25日から29日までの間に4日間の接種日を設け、町政事務文書及び65歳以上の対象者には個別に

ご案内をしたところでございます。この集団接種における接種状況でございますが、65歳以上の方は721名が接種をされました。5月末日における65歳以上の人口1717名に対する接種率は42%でございます。加えて、12歳以上で基礎疾患をお持ちの方が56名、医療従事者等が17名、合計で794名が集団接種をされております。このほか集団接種以外に個別接種をされた方は65歳以上で37名、12歳以上で基礎疾患をお持ちの方が81名、医療従事者等が32名で、合計150名いらっしゃいましたので、集団・個別を合わせますと5月末までのひと月で944名が接種をされました。なお、令和3年5月の接種開始から本年5月末までにワクチンを1回以上接種されている方は町民全体で4127名となり、接種率は79.7%。このうち65歳以上の方は1595名で接種率は92.9%、12歳から64歳までの方は2458名で接種率は80.7%、11歳以下の方は74名で接種率は17.8%でございます。また、6月以降の接種につきましては、9月に予定される、令和5年秋の開始接種までの間は全て個別での接種をお願いしたく、対象者は先程申し上げた65歳以上の方、12歳以上で基礎疾患をお持ちの方、医療従事者等の皆様に加え、5歳から11歳までの基礎疾患をお持ちの児童及び6ヶ月から4歳までの乳幼児となっております。65歳以上の方の接種予約は新冠町立国民健康保険診療所ほか医療機関へ直接、それ以外の方は保健福祉課健康推進係にご相談ください。なお、令和5年秋の開始接種では全ての方が接種対象となりますので、その際には改めてご案内申し上げます。今後におきましては、町は新型コロナウイルス感染症の経験を糧として、町民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりを進めていくとともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町の活力を取り戻すよう、一層取り組んで参りますので、皆さまのご協力をよろしくお願ひしたいと存じます。

次に、令和5年度自治会長会議の開催結果についてご報告申し上げます。開かれた行政の推進とまちづくりに地域の声を反映させることなどを目的に開催する自治会長会議は、感染予防を目的に自粛した期間を除き、毎年度実施しており、本年度は5月19日に新冠町役場で開催しました。例年は、自治会連合会総会後、同日において開催していましたが、本年は議会日程との調整から別開催として実施致しました。当日は、16自治会の会長及び会長代理の方へ出席いただき、私がまちづくりの現状を説明した後、学校統合の進捗状況と国保診療所の建替え計画について担当課から説明が行われ、その後質疑等が交わされました。質疑においては、徳洲会病院の改築事業に関し、同医療法人との医療連携の可能性について質疑がありました。町としては、同病院から改築構想について説明はあったものの、広域連携に及ぶ内容ではなかったこと、かつ医療連携の構想は医療の在り方について検証を繰り返し行っていく中で進めていきたい旨、回答をいたしました。また、国保診療所の建替え事業に関しては、基本設計時点での町民意見の取捨について質疑がありましたが、町民多数の意見をいただき、建て替え事業を進めることは困難であり、町の主導的な計画推進について理解をいただきながら進めていきたい旨の回答を致しました。さらには、町内外国人人口の増加を踏まえ、自治会の外国人対応について相談を求める声もありまし

たが、企画課を中心に対応していくとして理解を得たところです。自治会長会議は、地域が抱える問題や悩みを直接聞き取ることができるなど幅広い声を聞き取ることができるほか、まちづくりの現状を報告することで行政と地域をむすぶ大切な事業としての役割を担っていると考えています。今後においても自治会長会議のほか、地区担当あるいは町政懇談会の実施によって地域との連携を大切にしまちづくりを推進していく所存です。

次に、新冠町立国民健康保険診療所改築事業の進捗状況についてご報告申し上げます。新冠町立国民健康保険診療所の改築事業につきましては、町議会との協議を重ねながら改築に向けた事務を執り進めてございまして、町民の皆様には診療所改築基本構想の成案化に伴うパブリックコメントや町政懇談会等の機会を通じ、情報提供してまいりました。現在は、改築基本構想に掲げた骨子を肉付けし、具体的な内容を定める基本計画並びに建設工事の基礎資料となる基本設計について、10月末の策定を目指し業務を進めてございます。基本計画には、診療所が目指す方向性や施設整備の基本的な考え方、部門毎の整備方針、保健センター機能の併設、津波、水害対策、施設の配置、収支計画等を定め、町ホームページに令和5年1月時点における計画案を公表してございます。引き続き、成案に向け計画内容の精査と基本設計との整合性を図ってまいります。また、基本設計の策定にあたりましては、設計業者に業務を発注することとなりますが、当町が恒常的に行っている特定業者を指名し、単に最低入札価格を競わせる指名競争入札の方式ではなく、業務の実施体制及び実施方針、優れたアイデアや企画力等で業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用し、広く参加者を募集しましたところ、2社から応募があり、資格審査を経て、4月5日に町民の皆様がご参集される中、公開ヒアリングを実施し、当町が事前に示した基本テーマ、地域完結型・予防医療の拠点施設の整備、特定テーマ、町民の安心を医療面から支える診療所及び持続的な健全経営を実現できる診療所の課題に対する提案内容的確性、独創性や実現性、さらに取り組む意欲や質問に対する回答など総合的な審査を行い、審査員から最も評価の高かった株式会社石本建築事務所札幌オフィスと4月14日に委託契約を交わし、同社と業務を進めているところでございます。改築を目指しております新たな国保診療所は、町民の皆様にも長く親しまれ、安心して利用される施設となりますよう町議会等との協議、検討を重ねてまいります。町民の皆様にも時期が整い次第、基本計画及び基本設計を公表いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。なお、本定例会には改築場所の用地測量費のほか、支障物件の解体工事費、陶芸館の移転に伴う移転先施設の内部工事費等について、補正予算案を提案させていただきますので、提案のとおりご決定を頂きますよう宜しくお願い致します。

次に、町有牧野におけるヨーネ病発生状況についてご報告申し上げます。町有牧野の町有牛の3月採取分の糞便培養の結果、1頭のヨーネ病感染が確認された旨、6月5日付けで北海道日高家畜保健衛生所から通知がありました。6月7日、殺処分命令及び消毒指示に基づき、町有牛1頭について殺処分し、飼養していた第2牛舎について清掃及び消毒作業を行いましたのでご報告いたします。町有牧野のヨーネ病発生は令和元年からでありま

すが、更に1頭の感染確認となり、発生から患畜牛として殺処分した町有牛は合計で15頭となりました。未だ清浄化を図れない状況にあります。現在、獣医師の指導のもと、ヨーネ病の発生の抑制効果がみられる飼料を給餌させるとともに、患畜牛の年齢構成等の分析を行い、牛群を分ける等、新たな清浄化に向けた取組を進めているところであります。なお、本年度の預託牛の受入につきましては、5月末現在144頭の牛をお預かりしております。受入に際し、事前に町有牧野においてヨーネ病患者が発生した旨を説明した上で、牛の搬入については、放牧地に直接搬入して感染予防対策をしっかりと行いながら受入れを行っております。今後も清浄化に向け、ヨーネ病発生対策の基本となる、牛舎内の清掃、消毒作業を継続的に行うとともに、家畜保健衛生所及び獣医師の専門的な指導を仰ぎながら、信頼される牧野運営に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、一般議案28件、令和5年度各会計補正予算5件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に、具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、令和5年第1回定例会以降の教育行政に関わって、御報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応について、御報告申し上げます。国の基本的対処方針において、3月13日以降は、マスクの着用を個人の判断に委ねるとされるなど、当感染症への対応措置が変更され、学校現場や認定こども園においても国の通知に準じながら慎重に対応してまいりました。新年度に入り、入学式や運動会などの学校行事等については、感染対策に留意しながらもおおむねコロナ禍前の従来の形で開催している状況にあります。一方で、比較的落ちつきを見せていた、感染状況が一時的に大きく拡大したことから、季節性インフルエンザの対応と同様に、学校保健安全法の規定に基づき、学校長及び教育委員会の判断により休業措置を行っております。休業措置は、連休が始まる4月末から新冠小学校関係者に感染が徐々に見られ、中旬には、児童館や認定こども園の関係者にも感染が確認されるようになったことから、感染拡大傾向が見られた、新冠小学校の一部の学年において、5月22日から26日までの5日間対象学年を学年閉鎖し、児童館においても個別事情による預かりを除き、同様の期間を休館いたしました。また、認定こども園においては、園児と職員の感染により職員体制が整わない状況となったことから、同23日から26日までの4日間休園措置をとりました。新型コロナウイルス感染症は、5月8日以降、感染法上の位置づけが変わりましたが、感染力があり、発熱を初めとする様々な体調不良を引き起こす感染症であることに変わりありません。学校活動においては、引き続きコロナ禍前の形で行っていくことを基本としており



ますが、今後も基本的な感染症対策を継続し、状況に応じて感染対策を強めるなど、子どもたちの充実した学校生活と、健康保持の両立に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、小学校統合に係る進捗状況について御報告いたします。今年度は、統合に向けて取り組む最終年度となります。引き続き、学校統合準備委員会において協議を重ねながら、学校統合が円滑に行われるよう、計画に計画的に進めてまいります。4月26日に開催された第1回準備委員会におきましては、教育計画、公務、PTAの各専門部会における作業スケジュールと、統合に向けた検討項目の対応状況のほか、交流学习とPTAの交流事業について協議いたしました。昨年度から本格実施しております交流学习については、引き続き、全学年で複数回取り組むこととし、今年度においては、給食や掃除、休み時間といった学校生活全体の交流も行うことで、両校の児童の関わりをより一層深めてまいります。また、PTA部会が計画しております交流事業につきましては、公益財団法人北海道文化財団のこどもアート体験事業によりアーティストを招聘し、芸術の体験を通じた両校の児童と保護者の交流事業を開催することで、取り進めているところでございます。なお、夏休み期間中においては、書類や備品の一部を新冠小学校へ移転する作業や新冠小学校へ乗り入れする車両の増加に対応するため、スクールバスと保護者車両のエリアを分離する駐車場の改修工事を行うこととしております。これら小学校統合に向けた取組の進捗状況につきましては、これから秋にかけて予定しております、新入学児童を含む保護者や地域の方々を対象にした説明会において、丁寧にお伝えしてまいります。

次に、スポーツ振興計画の諮問についてであります。本年度は第三次スポーツ振興計画の最終年で明年からの次期計画の策定を行う年でございます。スポーツ振興計画につきましては、国、道のスポーツ計画を参酌しながら、当町におけるスポーツ振興を具体的に推進する方策を導くものでございまして、策定に当たりましては、去る4月21日、スポーツ推進委員の皆さんに諮問申し上げたところでございます。早速、計画策定委員会が組織され、スポーツに関する意識調査の実施と内容について協議し、6月には、町民の皆さんに御協力をいただきながら、意識調査を行い、その結果に基づいて、新たな計画を策定し、12月には答申をいただく予定となっております。以上で第2回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の行政報告が終わりました。

#### ◎日程5 同意第2号

○議長（氏家良美君） 日程第5、同意第2号、新冠町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第2号、新冠町公平委員会委員の選任について提案理由を

申し上げます。

公平委員であります、北所正視さんは本年6月26日をもって任期満了となりますけれども、引き続き北所さんを公平委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。北所さんは、字北星町にお住まいの72歳の方でございます。公平委員の職務は公平公正な行政を確保するため地方公務員法に基づきまして、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分等を審査するなどの措置を行うこととなっておりますけれども、北所さんは、農協職員としての経験も長く、公正な事務運営に精通をし、かつ、行政についての意見も有する方でありまして、適任と判断しており選任について同意を求めます。なお任期は4年となっております。

以上が同意第2号の提案理由でございます。御審議の上、提案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより同意第2号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎日程6 同意第3号～日程第16号 同意第13号

○議長（氏家良美君） 日程第6、同意第3号から日程第16、同意第13号、新冠町農業委員会委員の任命について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第3号から同意第13号、新冠町農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

新冠町農業委員会委員に次の者を任命すべく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。農業委員の任命につきましては、平成28年以降、公選制が廃止されまして、市町村長が議会の同意を得て任命することとされております。また、任命に当たりましては、1つとして、認定農業者が委員の半数を占めること。2つ目として、農業委員会と利害関係を有しない者を含むこと。3つ目として、

年齢構成等に著しい隔たりが生じないように配慮することとされているところでございます。

このたびの提案は、現農業委員の任期が本年7月19日付けをもって満了となりますことから、農業委員候補者の公募を行いましたところ、推薦で8名、応募で3名、定数と同数である11名の方々から応募をいただき農業委員候補者評価委員会に諮問の結果、先ほどの要件を含めまして、全員が農業委員として適正であるとの答申を受けましたことから、本議会において人事案件を上程するものであります。

それでは同意第3号から13号までの提案内容について本会議資料にて御説明を申し上げます。なお御説明は、同意をいただきたい方の履歴を省略させていただきまして、住所、氏名等についての説明とさせていただきます。同意を得ようとする方々は全員留任でありまして、同意第3号は、字高江にお住まいの中本隆志さん、認定農業者です。同意第4号は、字新栄にお住まいの金子正人さん、認定農業者。同意第5号は、字東泊津にお住まいの橋本浩さん、認定農業者。同意第6号は、字太陽にお住まいの山本将之さん、認定農業者です。同意第7号は、字万世に居住の梶川憲一さん、認定農業者。同意第8号は、字若園にお住まいの泉澤敬治さん、認定農業者です。同意第9号は、字東川にお住まいの庄野照彦さん、認定農業者。同意第10号は、字朝日にお住まいの飛渡清一さん、認定農業者。同意第11号、字太陽にお住まいの鎌田直樹さん、認定農業者。同意第12号は、字古岸にお住まいの佐々木碧みどりさん、職業は農業です。同意第13号は、字東町にお住まいの前田晃さん、非営利関係者となります。

以上が同意第3号から同意13号の提案内容でございます。御審議を賜りまして、提案どおり御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより同意第3号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第5号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第6号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第7号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第8号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第9号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第10号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第11号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第12号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第13号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 挙手多数であります。

よって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎日程17 諮問第1号

○議長(氏家良美君) 日程第17、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長(山本政嗣君) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本年2月7日で退任されました牧野里香さんの後任に、下記の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

意見を求める方は、字東町にお住まいの亀田佳子さんで、昭和34年生まれ、63歳の方でございます。人権擁護委員は法務大臣から委嘱をされまして、地域における人権相談や人権侵害の被害者救済活動に加えまして、人権啓発活動を行うことを職務とするものでございます。今回意見を求める亀田さんですが、小学校教諭として長く在職された経験を持ち、またボランティア活動にも積極的に参加されるなど、人格、識見にすぐれて、公正な判断力を有する方でありますことから、適任であると判断をいたしまして、人権擁護委員として推薦をしようとするものでございます。委員の任期は3年でございます。

以上が諮問第1号の提案理由でございます。提案どおり御決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより諮問第1号についての採決を行います。

お諮りいたします。諮問第1号は、原案を適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、諮問第1号は原案を適任とすることに決定いたしました。

#### ◎日程18 選挙第6号

○議長（氏家良美君） 日程第18、選挙第6号、新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。選挙管理委員会委員に、字本町、村上美知子さん。同じく字本町、今村裕さん。字節婦町、荒木正弘さん。字東町、前田弘美さん。補充員は、順位の順に、第1位、字北星町、板東桂治さん。第2位、住所は同じく字北星町、千葉敏昭さん。第3位、同じく字北星町、徳橋かおるさん。第4位、同じく北星町、宗元典子さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました皆さんを、新冠町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました皆さんが当選されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程19 報告第3号

○議長（氏家良美君） 日程第19、報告第3号、例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することとしたいと思います。

◎日程20 報告第4号

○議長（氏家良美君） 日程第20、報告第4号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 報告第4号、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社にいかっぷホロシリ乗馬クラブの令和4年度事業報告及び決算に関する書類、並びに令和5年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。御手元に配付の報告第4号資料により説明いたしますのでお開きください。

当該資料は、去る5月26日開催の株主総会において承認、可決されたものでございます。主な令和4年度事業について説明いたしますので、2ページをお開きください。下段、通期の項目中、2行目から6行目までの記載を読み上げることとさせていただきます。旅行など外出する人が増え、特に乗馬クラブは乗馬利用が回復し、約6300万円の事業収入、道の駅は物産館での販売品売上、ふるさと納税売上、共に増加し、約1億4千万円の事業収入を得たところです。会社全体では、総事業収入2億円余りを計上し、今期の経常利益は336万2417円、当期純利益は269万9745円を計上しています。

次に令和4年度の経営状況について損益計算書で説明致しますので、5ページをお開きください。主だった科目の額の金額を読み上げさせていただきます。純売上高合計2億245万1751円。仕入れ経費などからなる売上原価は1億2225万6038円。純売上高から売上原価を差引いた売上総利益は8019万5713円、前年度比で1981万6212円の増となっています。人件費などからなる販売費及び一般管理費は7883万655円。売上総利益から販売費及び一般管理費を差引いた営業利益は136万5058円、前年度比では258万4494円の増となっています。営業外収益は203万3292円。営業外費用は3万5933円。営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を差引

いた経常利益は336万2417円であり、前年度比では231万6656円の増となっています。今期は、特別利益、特別損失がございませんので、経常利益が税引前当期純利益となります。法人税等は66万2672円。税引前当期純利益から法人税等を差引いた当期純利益は269万9745円、前年度比198万3873円の増となっており、令和4年度決算は黒字となっています。

次に資産状況の概略について説明しますので、4ページにお戻りください。貸借対照表における資産合計7301万2753円で、前年度比538万8929円の増となっています。主に流動資産中、販売品が前年度比561万4276円の増加となっており、これは主力販売商品のトンネルワインを値上がり前に仕入れを行い、在庫として所有していることによります。

次に右側、負債の合計は1263万1709円となっています。下段に移りまして、純資産の部、純資産合計は6038万1044円。負債と純資産の合計は、資産合計と同額の7301万2753円です。6ページは、販売費及び一般管理費の内訳です。7ページが製造原価報告書です。8ページは、株主資本等変動計算書となっており、株主に帰属する純資産の部各項目の変動額について示すものですが、いずれの額も当期純利益の額である269万9745円増加しています。12ページをお開きください。令和5年度事業計画案です。概要のみ申し上げます。営業展開として周辺施設との連携とオリジナル商品の開発、そしてトンネルワインのコーナー拡大などによって、より一層の経営の健全化に努めるとしています。14ページをお開きください。収支予算書における見積損益計算書です。上段収入の部、令和5年度収入合計予算は2億130万円。下段支出の部、令和5年度支出合計予算は2億28万5千円。差し引き益金予算額101万5千円となっています。15ページ、16ページは、乗馬クラブ、道の駅それぞれの見積損益計算書です。後刻ご覧いただきたいと思えます。

以上が報告第4号、有限会社にいかっふホロシリ乗馬クラブの経営状況の報告についてです。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。報告第4号は、報告のとおり受理することといたしたいと思えます。

#### ◎日程21 報告第5号

○議長（氏家良美君） 日程第21、報告第5号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第5号、繰越明許費繰越計算書について提案理由を申し上げます。

令和4年度新冠町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたの



で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。繰越した事業につきましては、本年第1回臨時会及び第1回定例会の補正予算において議決をいただいたものでございます。繰越明許費とは、予算が成立して事業を執行する上で、その年度内に事業が完了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰越して執行することができるというものでございます。繰越しに当たっては、法の規定において歳出予算を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないとされており、繰越計算書の調整を終えたことから本定例会で報告するものでございます。

次ページをお開き願います。令和4年度新冠町一般会計繰越明許費繰越計算書になります。3款民生費、2項児童福祉費、新冠町出産子育て応援給付金事業390万円は、国の物価高克服経済再生実現のための総合経済対策に基づく経済的支援として実施するもので、対象となる令和4年4月1日から令和5年9月30日までの妊娠届出及び出生届出見込みのそれぞれ39人分のうち、令和5年3月31日までに執行した妊娠届出28人及び出生届出16人分の220万円の残額170万円を繰越したものです。5款農林水産業費、1項農業費、水利施設等保全高度化（単独営農用水）事業566万5千円は、太陽及び美宇地区の営農用水施設整備事業に係る執行残で、北海道より事業の進捗を図るための要請を受け翌年度へ繰越したものです。7款土木費、1項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業203万5千円は、国の補正予算により実施する、新冠市街地線1号線道路改良工事の令和5年度前倒し分で、事業費の確定により191万4千円を繰越したものです。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、現年発生災害復旧事業6億954万3千円は、国の補助事業として実施する令和4年8月大雨災害復旧事業費全額を繰越したものです。事業費の合計金額6億2114万3千円のうち6億1882万2千円を令和5年度に繰越しており、これらに係る財源内訳は掲載のとおりです。

以上が報告第5号、繰越明許費繰越計算書の提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第5号に対する質疑を行います。

発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。報告第5号については、報告のとおり受理することといたします。

#### ◎日程22 報告第6号

○議長（氏家良美君） 日程第22、報告第6号、事故繰越し繰越し計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 報告第6号、事故繰越し繰越し計算書について提案理由を申し上げます。

令和4年度新冠町一般会計において、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により別紙のとおり事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものです。事故繰越しとは予想しがたい、やむを得ない理由により事業執行が遅れ、年度内に支出が出来ず、繰越し明許費の議決を得る時間がない場合に、翌年度に予算を繰越して使用することができるものでございます。

次ページをお開き願います。令和4年度新冠町一般会計事故繰越し繰越し計算書です。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍電算化事業。支出未済額及び翌年度繰越し額438万6360円は、令和4年9月の第3回定例会において補正予算の議決をいただいたもので、令和5年度中に、全国全ての市町村窓口で本籍地以外の戸籍が取得できるよう、国の指示と補助金により、令和2年度から順次システムの改修を進めており、本予算は、戸籍システム改修業務委託に係るもので、作業日程を本年3月27日から31日までとじていましたが、当町担当職員及び委託先の担当技術職員がともに新型コロナウイルスに感染したため、年度内に事業を完了することが出来なかったものでございます。

以上が報告第6号、事故繰越し繰越し計算書についての提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、報告第6号に対する質疑を行います。

発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。報告第6号については、報告のとおり受理することにいたします。

#### ◎日程23 報告第7号

○議長（氏家良美君） 日程第23、報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 報告第7号、繰越明許費繰越計算書について提案理由を申し上げます。

令和4年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものです。繰越しをした事業につきましては、本年第1回臨時会の補正予算において議決をいただいたものであります。

次のページをお開き願います。1款総務費、1項施設管理費、事業名、新冠町立国民健康保険診療所改築事業3400万1千円は、国保診療所施設の移転改築に関連する予算ですが、公募型プロポーザル方式による基本設計業者を選定するにあたり、一定の手続時間を得た後、最終的な業者1社の決定及び契約などについては、本年4月以降となり、昨年度内に本業務の完了が見込めなかったことから、事業費全額を繰越したものであります。事業費の内訳は、診療所の改築基本設計業務に必要となる積算業務、外観図作成一式、コストダウンの手法、省エネ等の提案、地質調査一式などについて公募型プロポーザル選定業者に設計を業務委託するための予算、及び改築基本設計の内容確認作業や助言等をいただく支援業務を別途委託するための予算であります。

以上が報告第7号、繰越明許費繰越計算書の提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより報告第7号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。報告第7号については、報告のとおり受理することにいたします。

#### ◎日程24 議案第29号

○議長（氏家良美君） 日程第24、議案第29号、新冠町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 議案第29号、新冠町税条例の一部を改正する条例について新冠町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めようとするものでございます。

提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う、改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております、議案第29号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧願います。

初めに提案理由ですが、令和5年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日施行の部分については、新冠町税条例を専決処分により一部改正を行い、5月10日開催の第2回臨時会において報告、承認を受けたところでありますが、施行日が令和5年7月1日以降の部分について今回、所要の改正を行うものでございます。次に改正内容ですが、今回は個人町民税関係が2点、軽自動車税関係が2点ございます。

最初に（1）個人町民税関係です。①森林環境税の導入に伴う改正ですが、まず最初に均等割と森林環境税について説明いたしますので、ページ下段の町道民税均等割と森林環

境税をご覧ください。本来、均等割は、町民税 3 千円と道民税千円併せて 4 千円ですが、地方財確法に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度までの間、町民税と道民税それぞれ 5 0 0 円引き上げて町民税 3 5 0 0 円、道民税 1 5 0 0 円併せて 5 千円となっています。令和 6 年度から町民税 3 千円、道民税千円の 4 千円に戻りますが、新たに課税される森林環境税が課税され、町道民税の均等割 4 千円と森林環境税千円、併せて 5 千円を賦課徴収することになります。この森林環境税の導入に伴い、①の各黒ポチのとおり、配当所得等源泉徴収された額を所得割から控除しきれなかった額を森林環境税にも納付等することや森林環境税の徴収方法、納税通知書に森林環境税を追加するなど所要の改正を行うものでございます。2 ページに移ります。②給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化ですが、扶養親族等申告書を給与支払者に提出する場合に、当該申告書に記載する事項が前年に提出した申告書に記載した事項と異動がないときは、異動がない旨を記載した申告書を提出できるよう改正するものでございます。なお、施行日は、①は令和 6 年 1 月 1 日で、②は令和 7 年 1 月 1 日です。

次に（2）軽自動車税関係についてですが、①軽自動車税種別割について、特定小型原動機付自転車に係る車両区分創設に伴う所要の措置です。道路交通法の一部を改正する法律により、新たに定義された特定小型原動機付自転車、一定の要件を満たす電動キックボード等でございますが、をミニカー区分から除外するものです。なお、特定小型原動機付自転車は、税条例第 8 2 条第 1 項アの原動機付自転車 5 0 C C 以下の区分に該当し、税率は 2 千円となります。②自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化についてですが、自動車メーカーによる燃費性能及び排出ガス性能に係る不正行為により生じた環境性能割や種別割の納付不足額に係る納付義務を自動車メーカーに負わす特例規定について、徴収する際に加算する割合を、現行の 1 0 % から 3 5 % に引き上げようとするものでございます。なお、施行日は、①が令和 5 年 7 月 1 日、②が令和 6 年 1 月 1 日です。

次に附則でございます。第 1 条、施行期日の関係ですが、この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとし、第 1 号は、（1）①の森林環境税導入に伴う改正規定。（2）②の自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化に係る改正規定と、附則第 2 条第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項、種別割の納付不足額に加算する割合の引上げに係る部分に限る及び第 2 項の施行期日を定めており、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものです。第 2 号は、（1）②の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る改正規定と附則第 2 条第 2 項の施行期日を定めており、令和 7 年 1 月 1 日から施行するものです。第 2 条は、町民税に関する経過措置で、附則第 1 条第 1 号の規定による（1）①の森林環境税の導入に係る改正部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。第 2 項は、（1）②の扶養親族等申告書の簡素化は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与の支払者に提出する申告書について適用し、令和 7 年 1 月 1 日以前に支払を受けるべき給与の支払者に提出した申告書については、なお従前

の例によるものです。3ページに移ります。第3条、軽自動車税に関する経過措置です。

(2)①の特定小型原動機付自転車に係る所要の措置及び(2)②の種別割の納付不足額に加算する割合の引上げの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものです。第2項は、(2)②の環境性能割の納付不足額に加算する割合の引上げの規定については、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割について適用し、令和6年1月1日前に取得された3輪以上の軽自動車に課する環境性能割については、なお従前の例によるものです。

以上が議案第29号、新冠町税条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。御審議を賜り提案どおりの御決定をくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第29号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

秋山議員。

○6番(秋山三津男君) 今回引上げとなります、その根拠をお願いします。お尋ねしたい。

○議長(氏家良美君) 今村税務課長。

○税務課長(今村力君) 令和5年4月1日に施行された地方税法の改正によるものが原因となっております。

○議長(氏家良美君) 秋山議員。

○6番(秋山三津男君) 法が改正されたからといって、町はそのとおりにやってしまうということで、やってしまう。行ってしまう。このことによって、住民に負担がかかる。それでいいのか。

○議長(氏家良美君) 今村税務課長。

○税務課長(今村力君) 自治体の税条例の根拠につきましては、地方税法に基づくこととなっておりますので、地方税法が変われば税条例も変わるということになっております。

○議長(氏家良美君) 武藤議員

○7番(武藤勝圀君) 7番武藤です。1点、関連すると思うので伺いますけれども、森林環境譲与税についてです。これは令和3年度から国から全自治体に配分つちゅうことで、その内容についてはホームページで公表するということですので、ホームページで見ますと、新冠の場合は、令和3年度が471万2千円ですか。内訳、用途については、翌年度にそっくりそのまま繰り越すつちゅう事になってますけれども、3年度と4年度分はどういうふうに使われて、また確定してたのがそっくりそのまま繰越してるのか、そこら辺の経過について。

○議長(氏家良美君) 武藤議員、今回の提案には関係がありませんので、質疑を控えていただきたいと思います。今の質問については決算審査のときをお願いしたいと思います。

ほかにございせんか。

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程25 議案第30号

○議長（氏家良美君） 日程第25、議案第30号、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新宮管理課長。

○管理課長（新宮信幸君） 議案第30号、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明いたします。

新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものでございます。本年4月にこども家庭庁設置法が施行され、国の子ども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁が設置されました。同法の施行により、関係する子ども子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、当町の認定こども園条例で引用している法令の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により一部改正の内容について御説明いたしますので、2ページをお開きください。第7条、入園資格等につきまして、子ども子育て支援法第19条第2項の削除に伴いまして、第1項とは表記しないことから、第7条第1項中、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下、支援法という）第19条第2号に改めます。また、第2号につきましては、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号支援法第19条第1号に改め、おのおの第1項という文言を削る改正を行うものです。

1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

以上が、新冠町立認定こども園条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第30号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程26 議案第31号～日程27 議案第32号

○議長(氏家良美君) 日程第26、議案第31号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第32号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長(谷藤聡君) 議案第31号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めようとするものです。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う、改める及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております議案第31号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧願います。

初めに提案理由ですが、1に記載のとおり条例の準拠法令である国の基準が改正されたことから、今回、所要の改正を行うものでございます。2の改正内容を御覧ください。今回の改正内容は大きく分け2点ございます。

まず1点目は、子ども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律の整備が行われ、国の基準が改正されたものでございます。具体的改正内容は4点ございます。まず1点目は、子ども子育て支援法第19条第2項の削除に伴う改正で、引用条項の整理。2点目が、学校教育法第25条第2項及び第3号の新設に伴う改正で、引用条項の整理。3点目が、児童福祉

施設の設定及び運営に関する基準第35条の改正で、保育指針の制定権限者を内閣総理大臣に改めるもの。資料の裏面を御覧願います。4点目が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第1条の改正で、家庭的保育事業者に対する基準の取扱いが内閣府令になったことから、この改正を行うものでございます。

大きな2点目は、児童福祉法に規定する懲戒権の削除に伴い、国の基準からの親権者懲戒権の規定が削除されたことに伴い、整理を行うものでございます。

次に、3附則でございます。本条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

以上が議案第31号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださるようよろしくお願いいたします。

引き続き議案第32号の提案をしますのでそちらを御覧ください。

議案第32号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について。

新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。

まず初めに提案理由ですが、条例の準拠法令である子ども子育て支援法施行令が改正されたことに伴いまして、今回所要の改正を行うものでございます。具体的内容は、こども家庭庁の設置により子ども子育て支援法の改正が行われ、第19条第2項が削られたことから、引用している条項を改めるものでございます。それでは、改正内容について新旧対照表により御説明しますので、2ページをお開きください。第3条第1項第1号中第19条第1項第1号を第19条第1号、同項第2号中第19条第1項第2号を第19条第2号、同項第3号中、第19条第1項第3号第19条第3号に改めるのは、いずれも子ども子育て支援法が改正されたことによるものでございます。

1ページにお戻りください。附則ですが、本条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

以上が議案第32号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第31号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。



反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、新冠町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程28 議案第33号～日程29 議案第34号

○議長(氏家良美君) 日程第28、議案第33号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第29、議案第34号、新冠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長(谷藤聡君) 議案第33号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めようとするものです。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う、改め文及び新旧対照表での説明は省略をさせていただき、御手元に配付しております、議案第33号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧いた

だきたいと思います。

初めに提案理由ですが、1に記載のとおり条例の準拠規定である国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、今回、所要の改正を行うものでございます。今回の改正内容は大きく分けて4点ございます。

まず1点目は、児童の安全の確保を図るため、施設における安全に関する事項についての計画を策定する規定等が整備されたものによるものでございます。この点に関し、具体的な改正内容は3点ございます。まず1点目が、安全計画の策定や職員研修、訓練の実施を伴うことなどを義務化し規定を新設するもの。2点目が、インクルーシブ保育を可能とするための設備及び人員基準の緩和に係る規定を整備する。3点目が、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化して、規定する整備をするものでございます。

大きな2点目は、児童福祉法に規定する懲戒権の削除に伴い、国の基準から親権者の懲戒権規定が削除されたことから規定を削除するものでございます。裏面を御覧ください。

大きな3点目は、自動車の運行時における安全管理に関する規定が整備されたものでございます。具体的には、児童の自動車への乗降者の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認することを義務づける規定を新設するもの。車内における児童の見落としを防止するためのブザー等の装置を装備することを義務づける規定を新設するものでございます。なお、見落とし防止に係るブザー等の装置の速やかな導入が困難な場合が想定されることから、令和6年3月31日まで代替措置を講じることができる経過措置を設けております。

大きな4点目は、こども家庭庁の設置に伴い法改正が行われ、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管され、国の基準が改正されたことによるものでございます。

次に3附則でございます。本条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。2つ目として、第7条の3第2項で規定する自動車内における児童の見落としを防止するためのブザー等の装置を装備することが困難な場合は、令和6年3月31日までの間、代替措置が可能である旨、経過措置を設けます。

以上が議案第33号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り御提案どおり決定くださるようよろしくお願い申し上げます。

引き続き議案第34号の説明に移ります。そちらを御覧ください。

議案第34号、新冠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

新冠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めようとするものでございます。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う、改める及び新旧対照表での説明は省略をさせていただき、御手元に配付しております議案第34号資料により説明させていただきますので、そちらを御覧願います。

初めに提案理由ですが、1に記載のとおり、条例の準拠法令であります、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、今回所要の改正を行うものでございます。今回の改正内容、大きく分けて2点ございます。

まず1点目が、児童の安全の確保を図るため、施設における安全に関する規定についての計画を策定する規定等が整備されたことによるものでございます。この点に関し具体的な改正内容は3点ございまして、1点目が、安全計画の策定や職員研修、訓練の実施を伴うことなどを義務化し規定を新設するもの。2点目が、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施、もしくは早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定を行うことなどを努力義務化し規定を新設するもの。3点目が、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化して規定する整備をするものでございます。

大きな2点目は、自動車の運行時における安全管理に関する規定が整備されたものでございます。具体的には、児童の自動車への乗降の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認することを義務づける規定を整備するものでございます。

裏面を御覧ください。附則でございまして、本条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。また経過措置といたしまして、第6条第2項に規定する安全計画の策定等については、令和6年3月31日までの期間は努力義務といたします。

以上が議案第34号、新冠町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由でございまして、御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第33号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第34号、新冠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後12時57分

○議長(氏家良美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程30 議案第35号

○議長(氏家良美君) 日程第30、議案第35号、新冠町合葬墓条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長(谷藤聡君) 議案第35号、新冠町合葬墓条例の制定について。

新冠町合葬墓条例を別紙のとおり定めようとするものです。

初めに提案理由ですが、本年10月に合葬墓を供用開始するに当たり、施設の運営等に関し規定を定める必要があることから、条例の制定を行うものでございます。それでは、条例内容について御説明いたしますので2ページをお開きください。

まず条例名ですが、新冠町合葬墓条例といたします。1条では、条例の趣旨について規定し、新冠町合葬墓の設置、管理及び使用等について必要な事項を定めることとしております。第2条では、条例で用いる用語の定義について規定しています。第1項では、合葬墓、焼骨、改葬焼骨、埋葬者について定義づけをし、第2項では、その他の用語については墓地埋葬法において使用する用語の例として定義づけをしています。第3条では、合葬墓の名称及び位置について規定しています。名称は新冠町合葬墓とし、位置は、新冠町字高江489番地の8、判官館霊園内といたします。第4条では、使用者の資格申請できるもの

について3号に分け規定をしています。第1号では、本町に住所または本籍を有する者であって、焼骨及び改葬焼骨を埋葬しようとする者。第2号では、本町に住所または本籍を有しないものであって、本町に住所または本籍を有していたものの、焼骨及び改葬焼骨を埋葬しようとする者。第3号では、本町の墓地使用者であって、その墓地を返還し改葬焼骨を埋葬しようとする者としています。またただし書で、町長が特別な理由があると認める場合は使用できるものとし、行旅死亡人や無縁者の場合を想定してございます。第5条では、使用の許可について規定しております。第1項では、合葬墓を使用する場合は、町長の許可を受けなければならないとし、第2項では、許可した場合は、使用許可証の交付と合葬墓埋葬者台帳にその旨を記載することを規定してございます。3ページをお開きください。第6条では、使用料について規定しています。使用料は焼骨1体当たり5千円。改装焼骨の場合、申請1件の上限額を2万5千円としています。使用料の根拠ですが、町が負担する合葬墓整備費用を合葬墓の埋葬予定数で除した額を根拠としてございます。また上限額を5体分と設定した理由につきましては、後世の者が墓を守り、受け継いでいくことが日本の伝統的な考えではありますが、核家族化に伴い墓を継承出来ない問題が発生しており、このような方々が利用しやすいような価格の上限を設定したものでございます。第7条では、使用料の減免について規定しています。公の扶助及び町長が適当と認めた場合は使用料を減免することができることにしています。具体的には、生活保護者、行旅死亡人や無縁者を想定しています。第8条では、使用料の還付について規定しています。既に納入された使用料は還付いたしません、町長が特別な理由があると認めた場合は還付することができることにしています。町長が特別な理由があると認めた場合とは、次条の規定により、使用許可の取消しを行った場合を想定しています。第9条では、使用料の取消しについて規定しています。条例規則に違反した場合は許可を取り消すことができることにしています。第10条では、埋葬後における焼骨の不返還について規定をしております。第11条では、委任として条例の施行に必要な事項は規則で定めることを規定しております。

最後に附則です。この条例は令和5年10月1日から施行します。

以上が議案第35号、新冠町合葬墓条例の制定についての提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第35号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○8番（中川信幸君） 2点お伺いしたいんですけど、まず使用者の資格ということで、その（2）番、本町に住所または本籍を有しないものであって、本町に住所または本籍を有していた者の焼骨または改装焼骨を埋葬しようとするものっていうことは、これは以前新冠に住んでいたが、今もう家族もみんな違うとこに、住んでるということで、そうい

う人達も、これはOKということの理解でいいのかな。それともう1点、第5条のね、使用許可の取消しということがあるんですけど、これは埋葬した後に取り消したら、埋葬した、要するに骨を、何ていうんですか、持っていってもらおうというような考え方でいいのか、その2点についてお伺いします。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） まず1点目の、本町に住所または本籍を有しないものであって、本町に住所または本籍を有していた者の焼骨及び改葬焼骨を埋葬しようとする者の定義ですけども、過去に新冠町に住んでいた方、戸籍を有していた方、その方が亡くなっていて、その骨を埋葬しようとする、そういうものが該当になるということで御理解をいただきたいと思います。

それで2点目、合葬墓に関する使用の取消しということで、これについては合葬墓を使う上では、申請者の方々には誓約等を守っていただくということを条件にするんですけども、粉骨するだとか、そういったことをしないでとか、また、しない場合については使用を取り消すということの想定をしています。そして合葬墓に一度入れた骨については、もう粉骨されていますので、それについてお返しすることは出来ないということにしております。そういう入れた方については、使用料はそのまま貰います。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番武藤です。2点あります、1点目は、この墓をつくる話を進める過程の中で、地元の仏教会といますか、名前は分かりませんが、あるいは新冠仏教会というのか、そういう団体と話合いがあったのか。なければいいんですがあった場合は、どういう話があったのかちゅう点が1点。

それで2点目は、この墓の最終案は2月の社会文教常任委員会で示されていますけども、あれを最終案と思ってするかどうか。その2点伺います。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） まず1点目の仏教会との協議につきましては、仏教会と協議をしております。合葬墓を利用するに当たって、仏教会として理解を、合葬墓使用することについて理解をしていただけるかということで協議をしております。

2点目の、2月のこれが町の最終案として進んでるのかという御質問だと思いますけども、それについては、その整備案をもって、今、進んでいるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。焼骨の不返還ということで、第10条に、合葬墓に埋葬された焼骨及び改葬焼骨を返還しないとあります。焼骨は火葬後の遺骨ということですけども、以前新聞で、この辺のところのトラブルが多いという記事を見たこと

がありますけれども、返還しないっていうことをしっかりと、改めて知らせる必要なのか  
なというふうに思いますけど、その辺は対応をどのようにお考えでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 合葬墓の使用の申請に当たってまず、骨の返還は出来ない  
旨、それを確認した上で許可行為をしたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程31 議案第36号

○議長（氏家良美君） 日程第31、議案第36号、新冠町下水道設置条例の一部を改正  
する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第36号、新冠町下水道設置条例の一部を改正する  
条例について。

新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものでござ  
います。このたびの改正は、事業計画の変更に伴うものですが、御承知のように当町の下  
水道は処理場を設けず、新ひだか町の終末処理場にて汚水処理をしております。本事業の  
実施に当たりましては、両町ともに事業計画を策定し、北海道に協議することが義務づけ  
られているところでございます。この事業計画は令和4年度で事業期間満了となりますこ  
とから、新ひだか町とともに事業期間の延長及び計画人口の変更に関し、北海道に協議し  
ておりましたところでございます。このたび、北海道から事業計画の変更が認められたた  
め、当町下水道設置条例の計画人口について所要の改正を行うものでございます。

新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上  
げますので、次ページをお開き願います。新冠町下水道設置条例の一部を改正する条例新  
旧対照表第3条第2号中、計画人口を2930人に改めようとするものでございます。

前のページにお戻り願います。附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上が議案第36号の提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第36号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程32 議案第37号

○議長（氏家良美君） 日程第32、議案第37号、新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第37号、新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

次ページの新旧対照表により説明いたしますので2ページをお開き願います。このたびの改正ですけれども、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ変更により、5類感染症に該当することとなり、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が令和5年5月7日をもって廃止され、これを受け国の取り扱いに準拠して規定した、当町における新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫等作業手当について廃止するもので、附則の第3条及び第4条を削るものです。

1ページにお戻りください。附則です。附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上が議案第37号、新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案です。御審議を賜り原案の通り決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。



これより議案第37号に対する質疑を行います。  
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論を行います。  
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議案第37号について採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長（氏家良美君） 全員挙手であります。  
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程33 議案第38号

- 議長（氏家良美君） 日程第33、議案第38号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長

- 総務課長（佐藤正秀君） 議案第38号、辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由を申し上げます。

大富辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更いたしたく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第8項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものです。

2ページをお開き願います。このたびの変更は、大富辺地において実施する道営農村整備事業について辺地対策事業債を借り入れるため、計画の変更が必要となるもので、事前に北海道知事に対し協議を行っていたところ、6月2日付けで異議がない旨の回答がありましたので、議会の議決を得た後に総合整備計画書を総務大臣に提出することとなります。変更か所は、2の公共的施設の整備を必要とする事情に道路を追加し、記載のとおり事業実施の理由について追記することと、3の公共的施設の整備計画の表中施設名に、道路（農村整備事業）事業、主体名に、北海道・新冠町事業費を、括弧書きの8400万円、財源内訳の特定財源に6510万円、一般財源に1890万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額に1890万円を追加し、合計を括弧書きの事業費2億3400万円。特定財源1億4010万円、一般財源9390万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額9390万円に変更するものです。なお、辺地対策事業債は元利奨学金償還金の80%が交付税措置されるものです。

以上が議案第38号、辺地に係る総合整備計画の変更についての提案理由です。御審議を賜り原案の通り決定くださるよう、よろしくお願いたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第38号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程34 議案第39号

○議長（氏家良美君） 日程第34、議案第39号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第39号、令和5年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。このたびは2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7828万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2130万3千円にしようとするものです。

はじめに地方債の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2表、地方債の補正。まず1変更ですが、過疎地域自立促進特別事業は、地域医療の確保など過疎ソフト事業に充当している過疎債で、基本限度額が増額となったことから、限度額6650万円を補正後30万円増の6680万円に。続いて小規模治山事業は、緊急自然災害防止対策事業債で、資材及び労務単価等の高騰に伴い事業費が421万5千円増加したことによるもので、限度額1910万円を補正後220万円増の2130万円に。続いて橋梁長寿命化事業は過疎債で、東泊津1号橋長寿命化修繕工事外に係る国の事業費調整において147万2千円の減額と、それに伴い補助金93万1千円が減額となったため町単費分を増額するもので、限度額1080万円を補正後100万円増の1180万円に、それぞれ変更

するものです。次に2の追加ですが、新冠町立国保診療所改築事業限度額1510万円は、診療所改築計画地にある職員住宅等の解体撤去費に係る過疎債で充当率100%。続いて過年発生補助災害復旧事業限度額550万円は、令和4年8月大雨災害に伴う公共土木施設災害復旧事業に係る補助災害復旧事業債で充当率90%。続いて衛生施設整備事業限度額70万円は、日高中部環境センターの長寿命化基幹改良事業の負担金に係る過疎債で充当率100%をそれぞれ追加するものです。なお、過疎債は元利償還金の70%、補助災害復旧事業債は元利償還金の95%が交付税措置されるものです。

次に、事項別明細書の歳出より説明いたしますので12ページから13ページをお開き願います。説明につきましては、主要事業に係る6月補正予算説明資料を用意し配布させて頂いておりますので、ここに掲載の事業につきましては簡潔に行いますので、よろしくお取り計らい願います。また人件費に係る補正についてですが、正職員分は、4月1日の人事異動に伴う各科目間の調整及び退職者と新規採用者の差額の減額、昇給昇格による増額、派遣職員復帰による増額、育児休業による減額のほか、退職手当組合の負担率が千分の10引下げとなったことによる減額となっており、これらの給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金の人件費は、合計879万2千円の減額となっております。なお、当初予算に計上した人数120名に増減はありません。次に、フルタイム会計年度任用職員分ですが、こども園で1名減員によるもののほか、退職手当組合の負担率引下げによる減額等となっており、合計329万6千円の減額となっております。なお、当初予算に計上した人数59名から1名減の58名となっております。これら各科目における、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。説明に入りますけれども、明細書は左右見開きとなっており、細節及び説明欄はすべて右側のページとなります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費10万5千円の追加は、人件費の調整によるもの。14ページから15ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1544万4千円の減。人件費において人事異動により2名減員となっております。説明欄の事業2一般事務費（総務課総務B）で、20節貸付金360万円の増額は、医療職及び福祉職養成修学資金貸付金で3名の新規要望者に対応するものです。3目財産管理費、1092万3千円の追加。事業1町有建物維持管理費で、14節工事請負費597万3千円の増額は、国保診療所建替えに伴い計画敷地内にある中央町職員住宅等の解体撤去工事費を計上しており、詳細は説明資料1ページのとおりです。事業2その他（土地等）町有財産管理費で、12節委託料495万円の増額は、JR日高線鉄道用地の無償譲渡に係る用地測量業務委託料を計上しており、詳細は説明資料2ページのとおりです。5目企画費、927万5千円の追加。事業1新冠町コミュニティバス運営事業で、10節需用費75万円の増額は、平成29年2月に導入した車両の故障により、ミッション系統全体の交換が必要となったことから修繕料を計上しており、詳細は説明資料3ページのとおりです。17ページに移りまして、事業2情報通信基盤整備事業で、11節役務費852万5千円の

増額は、光ケーブル断線1か所の復旧及び新規加入1戸に係る分岐機器の増設、支障移転2件3地区に要する手数料を計上しており、詳細は説明資料4ページのとおりです。なお、支障移転のうち1件は補償金が歳入となります。18ページから19ページに移ります。2項徴税费、1目税務総務費197万8千円の追加は、人件費の調整によるもの。20ページから21ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費38万9千円の追加。事業2旅券発給事業で、10節需用費6万円の増額は、パスポートの申請が増加傾向にあり北海道収入証紙の不足が見込まれることから、2千円の証紙30枚の購入費を計上しており、詳細は説明資料5ページのとおりです。なお、証紙は申請者の負担であり同額が歳入となります。22ページから23ページに移ります。6項監査委員費、1目監査委員費3万円の追加は、8節旅費で、改選となった議会選出監査委員に係る費用弁償の不足分を増額するものです。24ページから25ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3346万3千円の追加。事業2社会福祉総務費で、20節貸付金50万円の減額は、社会福祉協議会が町からの原資貸付金で実施してきた生活資金貸付事業について、自主財源により対応が可能であり原資貸付金は不要であるということから減額するもので、詳細は説明資料6ページのとおりです。事業4住民税非課税世帯給付金事業2930万2千円の増額は、全額国費による特別給付金事業として実施するもので、低所得世帯に対し1世帯あたり3万円を給付するもので、対象921世帯を見込むと共に事務費を計上しており、詳細は説明資料7ページのとおりです。27ページに移りまして、事業5の住民税非課税世帯給付金事業(家計急変世帯分)60万円の増額は、先に説明の住民税非課税世帯給付金事業の対象とならない世帯のうち、予期せず収入が減少した世帯に対し1世帯あたり3万円を給付するもので、対象20世帯を見込み計上。なお、財源として国の電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金の充当を見込んでおり、詳細は説明資料8ページのとおりです。事業6新型コロナウイルス感染症対策事業490万5千円の増額は、国の電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、福祉暖房費給付金事業及び医療介護障がい施設等物価高騰対策支援金支給事業を実施するものです。まず福祉暖房費給付金事業は、これまで実施してきた福祉灯油支給事業の対象者を基本として、灯油に限らず暖房費を支援することとし、灯油券の交付を止めて現金給付に変更して実施するものです。10節需用費1万円及び11節役務費3万円の増額は、事務費を計上。19節扶助費350万円の増額は、1世帯あたり1万円の対象350世帯を見込み計上しており、詳細は説明資料9ページのとおりです。次に、医療介護障がい施設等物価高騰対策支援金支給事業は、物価高騰の影響を受けている医療社会福祉施設等に対し、施設別及びサービス種別毎に補助基準を定め、1事業所あたり1万円から38万5千円を支給するもので、18節負担金補助及び交付金136万5千円の増額は、対象14事業所を見込み計上しており、詳細は説明資料10ページのとおりです。2目老人福祉費16万2千円の減は、27節繰出金で介護サービス特別会計事業勘定予算において説明いたします。4目地域包括支援センター費9万4千円の減は、人件費の調整によるもの。28ペー

ジから 29 ページに移ります。2 項児童福祉費、1 目児童措置費 5 万円の追加は、2 2 節償還金利子及び割引料で、児童手当の支給実績に基づき余剰となった国費を返還するもので、詳細は説明資料 1 1 ページのとおりです。2 目児童福祉施設費 3 2 万 8 千円の追加。事業 1 子ども子育て事業で、2 2 節償還金利子及び割引料 3 2 万 9 千円の増額は、事業完了による執行残の国費を返還するもので、詳細は説明資料 1 2 ページのとおりです。3 0 ページから 3 1 ページに移ります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 1 8 万 4 千円の減は、人件費の調整によるもの。4 目診療所費補正額はありますが、国の電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金 1 8 0 万円を光熱費の高騰分に充当するとともに、過疎債ソフト事業分が 3 0 万円増額となったことから、補正額の財源内訳において、国庫支出金を 1 8 0 万円、地方債を 3 0 万円それぞれ増額し、一般財源を 2 1 0 万円減額するものです。3 2 ページに移ります。2 項清掃費、1 目清掃総務費、補正額はありますが、日高中部衛生施設組合負担金において予算措置している、環境センターの長寿命化に係る基幹改良事業について、過疎債により財源の手当てをすることになったため、補正額の財源内訳において地方債を 7 0 万円増額し、一般財源を 7 0 万円減額するものです。3 4 ページから 3 5 ページに移ります。3 項水道費、2 目簡易水道費 8 0 8 万 7 千円の減は、2 7 節繰出金で簡易水道事業特別会計において説明いたします。3 6 ページから 3 7 ページに移ります。5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 2 千円の減及び 2 目農業総務費 1 万 4 千円の減並びに 3 目農業振興費千円の減は、いずれも人件費の調整によるもの。3 6 ページから 3 9 ページに亘りますが、5 目牧野管理費 8 4 2 万 2 千円の追加。事業 1 預託牛管理費 8 0 2 万 7 千円の増額は、人件費で 1 名増員となっているほか、1 0 節需用費 5 6 万円の増額は、平成元年式のトラクター故障に伴う修繕料を計上しており、詳細は説明資料 1 3 ページのとおりです。3 9 ページに移りまして、事業 2 町有牛管理費 3 9 万 5 千円の増額は人件費の調整で、詳細は説明資料 1 4 ページのとおりです。4 0 ページから 4 1 ページに移ります。2 項林業費、1 目林業振興費 1 0 3 万円の減は、人件費の調整によるもの。3 目治山費 4 2 1 万 5 千円の追加は、道の補助事業で実施する小規模治山事業の主体工種である、治山ダムにおける資材及び労務単価の改定により、1 4 節工事請負費を 4 1 8 万 2 千円増額するものです。なお、歳入においても補助金と起債が増額となります。詳細は説明資料 1 5 ページのとおりです。4 2 ページから 4 3 ページに移ります。3 項水産業費、1 目水産業振興費 6 4 万円の減。事業 2 漁業振興事業費で、赤潮対策緊急支援事業として実施する漁場環境調査事業に対して、国が 7 0 %、道と町がそれぞれ 1 5 %を負担するものですが、道内関係市町の要望総事業費が予算枠を超過したため事業費の減額調整により、1 8 節負担金補助及び交付金 6 3 万 8 千円が減額となるもので、詳細は説明資料 1 6 ページのとおりです。4 4 ページから 4 5 ページに移ります。6 款商工費、1 項商工費、1 目商工業振興費 1 3 5 0 万円の追加。事業 1 地域産業 6 次化推進コーディネート事業で、新冠町地場産業開発研究事業補助金 1 0 0 万円の増額は、農業 1 法人が自家生産米をパックご飯に加工し、付加価値を高め流通させるために必要とな

る米の選別機導入に対して補助するもので、詳細は説明資料17ページのとおりです。事業2新型コロナウイルス感染症対策事業で、新冠町事業者支援事業交付金1250万円の増額は、国の電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、エネルギー価格や物価の高騰により影響を受けている事業者250事業所を見込み、一律5万円を交付し支援するもので、詳細は説明資料18ページのとおりです。2目観光費351万9千円の追加。事業2新冠温泉施設管理運営事業351万7千円の増額で、12節委託料243万円の増額は、過年度発行の入浴に係る回数券及び無料券の使用精算分として、指定管理受託事業者へ支払うもの。17節備品購入費108万7千円の増額は、温泉揚湯装置が令和4年12月に1度、令和5年3月に2度、不具合により停止し、その都度専門業者に依頼して復旧に当たりましたが、今後も同様の事態が発生する恐れがあることから、速やかな復旧と要する費用の圧縮を図るため、温泉揚湯装置用特殊機材を購入するもので、詳細は説明資料19ページのとおりです。46ページから47ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費654万5千円の追加。12節委託料211万2千円の増額は、本町地区の町道浜通り線ほか1か所の未処理用地に係る測量業務及び、節婦地区開拓財産地図訂正資料作成業務を委託するもの。14節工事請負費443万3千円の増額は、国保診療所建替えに伴い計画敷地内の町道の舗装及び排水管等を撤去するための工事費を計上しており、詳細は説明資料20ページのとおりです。3目道路新設改良費19万2千円の追加は、人件費の調整によるもの。48ページから49ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費224万4千円の追加は、12節委託料で、太陽地区の陽成二号川幸山地先河川未処理用地に係る測量業務を委託するもので、詳細は説明資料21ページのとおりです。50ページから51ページに移ります。3項住宅費、2目住宅建設費2千円の減は、人件費の調整によるもの。52ページから53ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費33万6千円の追加は、27節繰出金で下水道事業特別会計において説明いたします。54ページから55ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費706万9千円の追加。事業3新型コロナウイルス感染症対策事業600万円の増額は、国の電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、食料品価格等の物価高騰により影響を受けている高校生以上の学生等300名を見込み、一律2万円を給付し支援するもので、詳細は説明資料22ページのとおりです。4目児童生徒輸送費122万5千円の増額は、17節備品購入費で、幼稚園等において義務化された送迎用バス置き去り防止用安全装置の装備について、スクールバスにも同様に装備し更なる安全を確保するため、車両7台に安全装置を導入するもので、詳細は説明資料23ページのとおりです。56ページから57ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費7万4千円の追加。事業2小学校管理運営費で、10節需用費5万円の増額は、室蘭地区トラック協会日高中部支部から交通安全に役立てると寄附金を頂いたことから、趣旨に沿った交通安全啓発用品等を購入するもので、詳細は説明資料24ページのとおりです。58ページから59ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費22万5千円の増額は、会計年度

任用職員の人件費調整によるものです。60ページから61ページに移ります。4項認定こども園費、1目認定こども園費406万2千円の減。人件費において職員1名増員となっておりますが、育児休業職員1名分が減額となっております。また、職員1名増員により会計年度任用職員1名減員となっております。17節備品購入費35万円の増額は、義務化された送迎用バス置き去り防止用安全装置車両2台に装備するため導入するもので、詳細は説明資料25ページのとおりです。62ページから63ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費1261万円の増額。事業2新冠町陶芸館事業1179万2千円の増額は、国保診療所建替えに伴い計画敷地内にある陶芸館を解体撤去するとともに、用途廃止を予定している氷川生活センターを代替施設として改修する工事費を計上しており、詳細は説明資料26ページのとおりです。64ページから65ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費4万9千円の追加は、人件費の調整によるもの。66ページから67ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目過年発生災害復旧費9124万5千円の追加は、令和4年8月大雨災害に伴う公共土木施設災害復旧事業で、河川災害復旧工事5件に係る工事請負費を計上しており、詳細は説明資料27ページのとおりです。

次に、歳入について、説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金8504万円の追加は、令和4年8月大雨災害に伴う公共土木施設災害復旧事業に対するもの。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金5680万9千円の追加は、物価高騰対策として実施する住民税非課税世帯給付金事業ほか11事業に対するもの。2目民生費国庫補助金35万円の追加は、こども園送迎用バスの置き去り防止用安全装置導入に対するもの。4目土木費国庫補助金93万1千円の減は、道路メンテナンス補助事業で実施する、東泊津1号橋長寿命化修繕工事外に係る国の事業費調整による減額に伴うもの。6目農林水産業費国庫補助51万8千円の追加は、令和5年3月に殺処分したヨーネ病患畜の町有牛1頭に対するもの。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金210万8千円の追加は、小規模治山事業の事業費増額に伴うもの。5目教育費道補助金61万6千円の追加は、スクールバスの置き去り防止用安全装置導入に対するもの。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金5万円の追加は、室蘭地区トラック協会日高中部支部から学校における交通安全の推進に役立ててと指定寄附があったもの。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金305万7千円の追加は、前年度繰越金の財源化です。20款諸収入、3項貸付金元利収入、3目法外援護資金貸付金収入50万円の減は、歳出における社会福祉協議会への原資貸付金減額に伴うもの。5目奨学金貸付金元金収入100万円の追加は、6月から新たに1名の償還が開始となるもの。4項雑入、10ページに移り、5目雑入537万2千円の追加。説明欄2の支障移転補償金531万6千円の増額は、高規格道路建設工事に伴い支障となる町道軽種馬共同育成公社線敷設の光ケーブル設備移転に対する補償金です。21款町債、1項町債、1目総務債から9目教育債までの合計2480万円の追加は、4ページ地方債

の補正で説明のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上が議案第39号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程35 議案第40号～日程36 議案第41号

○議長（氏家良美君） 日程第35、議案第40号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算。日程第36、議案第41号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第40号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算このたび、第1回目の補正となります。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ786万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4525万円にしようとするものでございます。

事項別明細書歳出より説明申し上げますので、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費20万6千円の追加。事業1一般管理費で人件費の調整によるものです。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増額は職員昇格によるもの。18節負担金補助及び交付金の減額は、退職負担金率が千分の10引下げとなったことによるものです。10ページから11ページに移ります。2款施設費、1項施設費、1目維持費829万4千円の減。事業1維持費で14節工事請負費829万4千円の減額は、本町中央町地区配水管更新工事で一般道道は滑若新冠停車場線学校踏切前において、北海道が事業主体の踏切撤去に伴う道路改良工事に合わせて、老朽管の更新を行う予定でありましたが、北海道が事業分の令和5年度の予算の配分が出来なかったことから、工事実施不可能となったことにより、減額調整するものでございます。2目受託工事費22万1千円の追加。事業1受託工事費、15節原材料費22万1千円の減増額は、現在、本町地区に日高食肉センター社宅建設が着工されていることから、必要なメーター器16戸分を計上するものです。

次に、歳入について説明いたしますので6ページから7ページをお開き願います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金808万7千円の減額は、歳入歳出精査に伴う剰余金を一般会計に繰り戻すものでございます。4款諸収入、1項受託事業収入、1目受託事業収入22万円の追加は、日高食肉センター社宅建設が着工されたことから、必要なメーター器16戸分の売払い収入分を見込んでおります。

以上が議案第40号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案



理由を申し上げました。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き議案第41号の提案理由を申し上げますのでお開き願います。

議案第41号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算。このたび、第1回目の補正となります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億165万4千円にしようとするものでございます。

事項別明細書歳出より説明申し上げますので、8ページから9ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道費、1目一般管理費33万6千円の追加。事業1下水道一般管理事業で人件費の調整によるものです。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増額は、職員昇格によるもの。18節負担金補助及び交付金の減額は、退職負担金率が千分の10引下げになったことによるものです。

次に歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金33万6千円の追加は、歳入歳出精査に伴う不足額を、財源調整分として一般会計から繰り入れるものでございます。

以上議案第41号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げました。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。  
○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程37 議案第42号

○議長（氏家良美君） 日程第37、議案第42号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第42号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算。このたびは、1回目の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億379万8千円にしようとするものです。

事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、8ページから9ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費6万9千円の減額。2節給料36万3千円の増額及び3節職員手当等38万1千円の増額は、人事異動等に係る一般職職員人件費の調整。4節共済費8千円の減額。18節負担金補助及び交付80万5

千円の減額は、共済組合、退職手当組合負担金の調整によるもの。続いて2目短期入所生活介護事業費9万3千円の減額。4節共済費1千円の減額及び18節負担金補助及び交付金9万2千円の減額は共済組合、退職手当組合負担金の調整によるもの。

次に歳入について御説明申し上げますので、6ページから7ページをお開きください。2款繰入金、1項1目1節いずれも一般会計繰入金で、16万2千円の減額は、歳入の財源調整分として繰入れている一般会計からの繰入金を繰り戻すもの。

以上が議案第42号の提案理由の説明でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程38 議案第43号

○議長（氏家良美君） 日程第38、議案第43号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案第43号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案の1ページを御覧ください。今回は第1回目の補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億774万円にしようとするものであります。

続きまして第2条地方債の補正がありますので3ページを御覧ください。第2表地方債補正1追加です。起債の目的、新冠町立国保診療所改築事業に関する地方債の借入れであります。後ほど説明をいたしますが、移転改築用地の測量業務委託、施設本体の外構整備に係る実施設計業務委託。建設予定地にあります、長年使用していない医師住宅の解体工事の3件に対する起債の借入れとなります。限度額1510万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記述のとおりであります。

次に歳入歳出予算の補正について、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、9ページをお開きください。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費1495万9千円の追加。次の10ページを御覧ください。3節職員手当等10万6千円の減額、事務職員の扶養手当等の減額によるもの。4節共済費8千円の減額、事務職員に係る共済費の利率変更等によるもの。12節委託料1147万3千円の追加。説明欄の1つ目、診療所改築用地測量業務委託料は、建設予定区域内の0.67ヘクタールの敷地用地の復元、敷地内の地形測量を実施するための委託料予算を追加するもの。説明欄の2つ目、診療所改築外構整備実施設計業務委託料は、建設予定地内の建物等の配置決定に合わせて、道路形態、高さ設定、雨水排水など、外構整備を見据えて計画することで、計画と実施の乖離を解消することが可能となり、全体の工事工程の短縮につながることから、今回の補正で外

構整備の実施設計を予算提案するもの。14節工事請負費371万8千円の追加。改築移転先にあります医師住宅の解体工事であります。住宅の傾きが大きくなっており、約10年間以上使用していなかった2階建ての医師住宅を今回解体するもの。18節負担金補助及び交付金11万8千円の減額、事務職員の退職手当等の利率変更による減額。次のページに移ります。2款1項1目ともに医療費757万1千円の追加。次の12ページを御覧ください。1節報酬280万円の追加。本年4月から風間医師の整形外科診療日を増やしたことに對する、当該医師への報酬予算の追加。2節給料17万2千円、3節職員手当等86万5千円、4節共済費5万円の追加は、医療技術職員の昇格、各手当の変更、利率変更等による予算の追加。18節負担金補助及び交付金368万4千円の追加。主な内容といたしましては、本年4月より、手稲いなづみ病院及び恵庭第1病院からそれぞれ医師を派遣していただいている報酬相当分について、医療機関に支払う医師出向負担金予算の追加。

次に歳入の説明をいたしますので、7ページをお開きください。5款1項1目共に繰越金343万円の追加。7款町債、1項町債、1目施設設備整備債1510万円の追加の予算提案となります。次の8ページを御覧ください。5節繰越金については歳出事業費の増加に伴い、令和4年度から5年度に対する前年度繰越金予定額のうち743万円を追加補正し財源化するもの。1節新冠町立国保診療所改築事業債については、先ほど説明をいたしました、診療所移転改築に係る業務委託料2件、工事請負費1件に対する起債の借入れを行うものであります。

以上が議案第43号の提案理由でございます。御審議を賜り原案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程39 会議案第7号

○議長（氏家良美君） 日程第39会議案第7号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

先般診療所改築の進捗状況について、町から報告があり、今後、改築に係る諸事項について町から具体的に示されることとなるが、議会としても診療所の改築について町と慎重に協議していくため、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く議員10名による新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会を設置し、この委員会に診療所改築に係る諸事項全般についての調査を付託したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって診療所改築に係る諸事項全般についての調査は、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会に付託し調査することと決定いたしました。なお、ただいま設置されま

した、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会において、正副委員長互選し、後刻報告願います。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2 時 8 分 散会）